

生活困窮者自立支援制度二〇一八年改正の概要と意義

正 木 浩 司

1. 困窮者支援の関係三法の一括改正

二〇一八年二月九日をもって第一九六回国会（常会）に提出された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」は、二〇一八年六月一日に参議院で可決・成立し、同月八日に公布となった。これにより、「生活保護法」（昭和二十五年五月四日法律第一四四号）、「児童扶養手当法」（昭和三十六年十一月二九日法律第二三八号）、「生活困窮者自立支援法」（平成二十五年一月二三日法律第一〇五号）の三法が一括改正となった。

改正の趣旨は、所管の厚生労働省によれば、「生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる」ことにあるとされる。

本稿は、これら三法のうち「生活困窮者自立支援法」にかかる改正の経緯と内容について概説し、今次法改正の意義、今後に残された課題などについて指摘することを主な目的としている。

2. なぜ二〇一八年というタイミングで改正されたのか

生活困窮者自立支援制度の根拠法である「生活困窮者自立支援法」は、二〇一三年一月一三日に公布、二〇一五年四月一日より施行されている。同法は制定当初から、附則第二条に「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と記し、施行後三年で制度に一定の見直しをかける可能性を示唆していた。

あわせて、『経済・財政再生計画改革工程表』（平

成二七年一月二四日経済財政諮問会議決定）でも、二〇一七年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第二のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る二〇一八年通常国会への法案提出を含む）と記され、前出の附則での示唆を念押しする格好になっていた。

これらにより、生活困窮者自立支援制度は、根拠法の施行された二〇一五年四月から三年後、すなわち、二〇一八年春を目途に、支援のあり方に総合的な検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされ、さらに、法の改正が必要になった場合には、同法の改正法案を二〇一八年通常国会に提出することが予定されていた。

このほか、「生活保護法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成二五年六月二六日法律第六四号）など、福祉分野の諸制度の制定・改定などの影響もある。特に「社会福祉法」（昭

<資料> 生活困窮者自立支援制度の制定・改正に関する年表

年	月 日	事 項
2012	4月26日 7月5日	「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」設置 → 2013年1月23日まで12回の会合を開催 『「生活支援戦略」中間まとめ』公表
2013	1月25日 5月17日 10月17日 12月13日	『「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書』公表 → 2013～14年度、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施（13年度68自治体、14年度86自治体） 「生活困窮者自立支援法案」、第183回国会（常会）に提出 → 第183回国会の閉会（6月26日）により、審議未了で廃案に 「生活困窮者自立支援法案」、第185回国会（臨時会）に再提出 「生活困窮者自立支援法」公布、附則で、施行から3年（2018年春）を目途に見直しを行う可能性を示唆
2015	2月4日 4月1日 " " 12月25日	「生活困窮者自立支援法施行令」および「生活困窮者自立支援法施行規則」公布 「生活困窮者自立支援法」、「生活困窮者自立支援法施行令」施行 「生活困窮者自立支援法施行規則」全面施行 『経済・財政再生計画 改革工程表』経済財政諮問会議決定 制度の在り方を関係審議会等で検討、必要な措置を講ずること（法改正含め）を明記
2016	10月6日	「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」設置、第1回会合 → 2017年3月6日まで7回の会合を開催
2017	3月17日 5月11日 12月15日	『生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理』公表 「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」設置 → 2017年12月11日まで11回の会合を開催 『社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書』公表
2018	2月9日 6月1日 6月8日 10月1日	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」、第196回国会（常会）に提出 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」成立 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」公布 改正「生活困窮者自立支援法」の一部施行（包括的な支援体制の強化）
2019	4月1日	改正「生活困窮者自立支援法」の全面施行（子ども支援の強化、居住支援の強化）

※ 国会および厚生労働省のウェブサイトの掲載情報に基づき、2018年9月、正木作成。

和二六年三月二九日法律第四五号）が二〇一七年六月に改正され、地域福祉において全住民を対象とする包括的な支援体制を構築することが市町村の努力義務とされたことにより、予てより介護保険制度の文脈で進められている地域包括ケアシステムをはじめ、関係する取り組みを本制度も含めて体系化することが求められたのも大きく影響している。

3. 改正に向けた審議会等での議論

今次改正法案の作成に先立つ総合的な検討は、以下の二つの会議体で行われた。すなわち、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」（二〇一六年一〇月～二〇一七年三月）と、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（二〇一七年五月～二月）である。

いずれも検討結果をまとめ、前者は『生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理』（二〇一七年三月一七日公表）を、後者は『社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書』（二〇一七年二月一五日公表）を、それぞれ策定している。今次改正法の内容はこれらを踏まえて整理されたものである。以下、二つの会議体と各報告書の特徴について概説する。

(1) 『生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理』

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点

整理のための検討会」は、来たる社会保障審議会での法改正の検討の開始に先立ち、厚生労働省社会・援護局長による検討会の位置付けで設置され、その名称のとおり、生活困窮者自立支援制度に基づく支援のあり方について論点整理を行うことが目的とされた。委員は、同制度の運用に携わる自治体関係者、社会福祉協議会やNPO法人といった民間非営利団体の関係者、研究者ら全二〇人まで、全七回の会合を開催した。その上で、検討会の報告書としては、『生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理』（以下、『論点整理』）が二〇一七年三月一七日に公表されている。検討会での「白熱した議論（中略）の「熱」をそのまま生かしてとりまとめた」（六頁）と自ら記していることに特徴がある。

『論点整理』の構成は、大きく二つのパートに分かれている。

第一部「生活困窮者自立支援の果たしてきた役割、課題と今後の方向性」では、二〇一五〜一六年度の二年間の成果として、生活困窮者の可視化、生活困窮者を支援する際の基本的な姿勢を明らかにしたこと、約四五万人の相談に対応したことを挙げつつ、残る課題として、▽相談窓口へのアクセス困難者の存在、▽支援に必要な自治体と地域の関係づくりの難しさ、▽任意事業の事業化・実施の不十分さ、▽子どもの貧困と高齢困窮者の問題の進行、▽支援体制・実績における自治体間格差、を挙げた。その上で、今後の制度の充実化を

図るための視点として以下の八点を提示した。

- ① 日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援を行えるようにし、生活困窮の深刻化を予防すること。
- ② 自立相談支援機関における相談機能は、包括的な支援の「入口」として、経済的困窮の課題を抱える人であるかどうかにかかわらず、社会的孤立や生きづらさを含め、すべての相談を断らないことを基本とすること。
- ③ 法の支援を積極的に展開していくために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、生活困窮者を含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを基本に据えること。こうした仕組みの構築を、個別支援を通じて実現していくこと。
- ④ 包括的な支援をよりの確、効果的に行うために、就労、家計面の支援を全国的に充実すること。
- ⑤ 就労、家計面と共に自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加えて、本来的に長期継続性のある「住まう」ための支援を行えるようにすること。
- ⑥ 貧困の連鎖防止、子どもの貧困への対応の観点から、家族の基盤が弱い子ども、家族を頼れない

子どもの存在も念頭に、子どもに対する学習を始めとした総合支援とともに、子どものための世帯支援を強化すること。

⑦ 高齢の生活困窮者に対し、本人の意向を踏まえつつ就労、家計、居住面の支援が組み合わせられるよう、支援体系を整備すること。

⑧ 地域の自発性を重視しつつも、実施主体である自治体の役割を明確化して自治体ごとの支援体系を底上げし、全国的な支援の質を向上すること。その際には、自治体間の協力等の創意工夫も期待されること。

続く第二部「個別論点」では、以下の九項目について、それぞれの「現状の評価と課題」と「論点」を提示した。すなわち、①自立相談支援のあり方（相談受付、プラン作成、支援）、②就労支援のあり方、③家計相談支援のあり方、④貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応のあり方、⑤一時生活支援のあり方、⑥居住支援のあり方、⑦高齢者に対する支援のあり方、⑧自立支援に関連する諸課題、⑨支援を行う仕組み（法体系のあり方と自治体・支援従事者・関係者の役割等）、である。

(2) 『社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書』

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」は、「生活に困窮する人への対応として、相互に密接に関連する生活困窮者自立支援制度及

び生活保護制度の課題及びその対応方策について、それぞれの施行状況を踏まえて一体的に議論することを目的に設置された。委員は、前出の検討会と同じく、同制度の運用に携わる自治体関係者、民間非営利団体の関係者、研究者ら全二一人（前出の検討会委員の経験者も含む）で構成され、二〇一七年五月から同年一二月まで、全一一回の会合を開催した。

同部会の報告書『社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書』（以下、『部会報告書』）では、生活困窮者自立支援制度について、その制定の意義と施行後の成果を確認した上で、見直しに向けた基本的な考え方を以下の五項目に整理している。

① 地域共生社会の実現

平成二九年通常国会で改正された社会福祉法の中で規定された地域共生社会の実現に向けた取組が進められているが、生活困窮者自立支援制度は、利用者の属性にかかわらず生活に困窮しているという状態を捉えて包括的に支援することを通じた、地域づくりを制度の目標の一つとして掲げている制度であり、地域共生社会の中核的な役割が期待される。（中略）こうした視点は福祉に止まらず改正社会福祉法に示された「地域生活課題」に関わる全ての分野において共通のものであり、全ての部局が協働して進めていくことが必要である。制度の見直しを進めるに当たっては、「支え手」「受け手」といった関係を超越して、生活困窮者、生活保護受給者等の誰もが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域

共生社会の実現」という視点に立って制度を設計する必要がある。

② 早期の予防的な支援

経済的困窮という目の前の事象だけに着目して支援を行うことは、社会の変化への機動的な対応を困難にするだけでなく、生活困窮者の背景を踏まえた根本的な支援につながらない。経済的困窮に対する応急措置だけでなく、社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さなど、問題の背景事情を踏まえた「早期の予防的な支援」を心がける必要がある。

③ 貧困の連鎖を防ぐ

子どもや若者は、社会の活力の源であり希望である。生活に困窮した世帯で育つことにより、子どもや若者が経済的、心理的に傷つき、絶望することがあつてはならない。子どもや若者が成長の過程で社会から孤立せず、公平な条件で人生を歩むことができるよう、「貧困の連鎖を防ぐ」という視点に立って積極的な支援を行う必要がある。

④ 高齢の生活困窮者に着目した支援

高齢の生活保護受給者が増加してきているが、その背景としては、特に困窮に対し相対的に脆弱な単身世帯の増加等がある。稼働年齢のうちに生活保護の開始に至るものも少なくなく、また、保護に至るきっかけとして失職や住まいの喪失などを経験した者も多い。高齢期に至る前の段階からの支援を強化するとともに、高齢者に対する就労支援、居住支援、家計相談支援等を強化するな

ど、「高齢の生活困窮者に着目した支援」という視点も重要である。

⑤ 切れ目のない、一体的な支援

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との関係性については、生活保護に至る手前で生活困窮者自立支援制度が支援を行い、支えきれない場合は生活保護を受給するという形を想起しがちである。しかしながら、生活困窮者自立支援制度から生活保護受給につながった後、生活保護を受給しながら生活を整え、生活保護から脱却する場合には、保護脱却後しばらくの間、生活困窮者自立支援制度による支援が必要と考えられる場合もある。生活困窮者の自立を支援するためには、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度が、「切れ目のない、一体的な支援」を目指す必要がある。

これら五つの基本的な考え方に基づき、続く「各論」の中で整理・提示された諸々の改善策が、後述する今次の改正法に反映されることになる。

4. 今次法改正の概要

今次「生活困窮者自立支援法」改正の内容は、大きくは「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」、「子どもの学習支援事業および居住支援の強化」の諸方策として具体化されている。

以下、厚生労働省作成の資料「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要」に基づき、その内

容について概説する。

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

第一の「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」については、今次法改正で以下の二つの要請に応えたものと解される。一つは、本制度の施行後の運用状況を検証した結果得られた制度そのものに内在する問題点や改善を要する部分の克服、もう一つは、二〇一七年改正「社会福祉法」第一〇六条の三などの求める、あらゆる地域住民を対象とした市町村の包括的支援体制の構築、言い換えれば、地域共生社会づくりに関係する諸制度の中に本制度を位置づけることである。以下、各項目について概説する。本項にかかる改正は二〇一八年一〇月一日の施行が予定されている。¹⁾

ア 基本理念の創設

今次法改正により、生活困窮者自立支援制度の「基本理念」が法文上に初めて明記された。これに関する条文(第二条)は以下のとおりである。

(基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域にお

ける福祉、就労、教育、住宅その一他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

ここで掲げられている「基本理念」とは、具体的には「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり」の二点である。「論点整理」で「法の施行における不変の目標」として強調され、「部会報告書」にも継承されたものであり、これが今回法文上に書き込まれた。

法の施行から三年経って初めて基本理念が創設されたということには違和感もあるが、本制度に託されている根本的な目標を法文上に担保したことにはそれ自体遅ればせながらも大きな意義があるほか、二〇一七年改正「社会福祉法」の趣旨に従って今日進められる、地域における「包括的な支援体制の構築」の中で本制度が中核的な役割を果たし得る位置にあることを明確にする狙いもあると解する。「包括的な支援体制の構築」とは、生活困窮者の尊厳の保持を可能にする地域共生社会づくりを進める上で不可欠な実践に他ならない。

イ 生活困窮者の定義の改定

「生活困窮者」の定義は、当初から法文上に「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれの者」(旧第二条)と記

されていたが、これが今回、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(第三条第一項)と改められた。

生活困窮者を「現に経済的に困窮している者」と限定的に捉えることには、生活困窮者自立支援制度がモデルとしたところの生活保護自立支援プログラムが切り開いた新たな「困窮」と「自立支援」の捉え方、すなわち、社会的排除の諸要素の集積結果としての困窮と、各当事者によって悉皆異なる個別事情にきめ細かに対応した社会的包摂としての自立支援という捉え方から見て、旧来の自立支援の捉え方(すなわち、経済的困窮という現状においてのみ生活困窮者を捉え、その解決手段として一般就労を実現させることに支援方法が偏向すること)に退行してしまつたかのような印象を拭えない。現前する結果としての困窮状態には必ずそこに至るプロセスが先行しており、それは失業などの経済的要因に限らず、自尊感情の喪失、自律的な日常生活の不全、公共サービスや教育機会からの排除、社会的孤立の長期化など、より広範な日常生活上・社会生活上の諸問題が作用している可能性も高い。貧困ないし困窮を解決するには、原因を自己責任と切り捨てず、その状態に至るプロセスから困窮の原因を多様な視点から整理・抽出し、取り除く必要がある。

今次法改正での「生活困窮者」の定義の改定は、従来のものに「就労の状況、心身の状況、地

域社会との関係性その他の事情により」という文言を追加するものだが、これは困窮に至るプロセスへの視点の重要性をあらためて提起するものである。あわせて、本制度に基づく相談や支援の内容が、単に経済的自立を達成するための支援（就労支援など）にとどまらず、生活保護自立支援プログラムなどと同様の日常生活上・社会生活上の自立支援も含むものであることを法文上において保障するものと解され、前向きに評価できる。

ウ 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

生活困窮者自立支援制度の運用は、事業実施自治体の庁内（部局間）連携がただけスムーズに行われるかが重要である。生活困窮者は、例えば各種税金や公共料金の滞納、学校における子どもの様子の変化など、どこでシグナルが発信されるかわからないからである。それは事業実施自治体の側に見れば、部局の所管の区分にかかわらず発生しうるものであり、そうであればこそ、どの部局の所管域で生活困窮者が発見されても、スムーズに所管課や関係機関につなげられる体制や仕組みを普段から庁内に構築しておくことが望ましい。

この点に関係して、今次法改正では、自治体の各部局において生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業等の利用や、給付金の受給の勧奨などを行うことが、新設された第八条により努力義務化された。庁内連携の強化を通じた生活困窮者の確実かつ早期の発見と適切な支援の実施が意

図されている。

エ 関係機関間の情報共有を行う会議体（支援会議）の設置

生活困窮者自立支援制度の運用では前節ウで述べた庁内連携が重要だが、関係事業の委託事業者をはじめとする地域資源と自治体との連携（庁外連携）も同様に重要である。

この点では、困窮者世帯の早期の実態把握などを目的として、今次法改正により、事業実施自治体が「支援会議」を設置する根拠条項（第九条）が創設された。

会議の構成員は庁内および庁外の関係機関等の関係者であり、自治体職員のほか、自立相談支援事業の相談員、法定の任意事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員などを想定しているとい、支援に関する情報の交換、支援体制に関する検討を行うことが主な機能になる。

あわせて、関係者間の情報共有を適切に行うため、会議構成員に対する守秘義務も設けられた。なお、支援会議の運用などの詳細については、厚生労働省から今後、ガイドライン等が提示されることである。

オ 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

生活困窮者自立支援制度の運用では当初より、法定の四つの任意事業、すなわち、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子

どもの学習支援事業の事業化に対する自治体の消極性が指摘されてきた（図表1）。その一方で、特に就労準備支援事業や家計相談支援事業は、それ自体としては個別に事業化に至っていない自治体においても、自立相談支援事業（必須事業）の枠組みの中で両事業と同様の取り組みが行われて

<図表1> 任意事業の実施自治体数・実施率（2015～16年度）

	2015		2016	
	実施自治体数	実施率	実施自治体数	実施率
就労準備支援事業	253	28%	355	39%
一時生活支援事業	176	20%	236	26%
家計相談支援事業	205	23%	304	34%
子どもの学習支援事業	301	33%	423	47%

※ 実施自治体（福祉事務所設置自治体）の総数は901（45都道府県、790市、23特別区、43町村）。
 ※ 『生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理』に基づき、2017年9月、正木作成。
 ※ 本誌第594号28頁掲載のものを再掲。

いるという実態も一部の自治体からは囁かれていた。^③

任意事業のうち就労準備支援事業や家計相談支援事業について、今次法改正では、家計相談支援事業を「家計改善支援事業」に改称し、その定義を「生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業」（第三条第五項）に改め、さらに支援の手を強めることとした。

その上で、自立相談支援事業と両事業の一体的実施を促進するため、新設された第七条を根拠として、▽両事業の実施を努力義務化する、▽両事業の適切な推進を図るために国が必要な指針を策定して事業実施上の工夫等を図る、▽両事業が効果的・効率的に行われている場合、家計改善支援事業の国庫補助率を従前の二分の一から三分の二へ引き上げる、といった措置を講ずることとなった。

なお、右記の措置にある「事業実施上の工夫等」の方策として、就労準備支援事業については、▽「定員（五人以上）」要件の緩和、▽就労体験の中心の一括実施、▽障害福祉サービスとのタイアップによる実施等、▽被保護者就労準備支援事業との一体実施、▽複数自治体による広域的な事業実施が例示されるほか、家計改善支援事業については、事業の専門性を維持しながらの複数自治体による広域的な事業実施（巡回、特定曜日の実施など）が挙げられている。

力 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設

生活困窮者自立支援制度における都道府県の役割は、事業実施機関として町村部（福祉事務所を任意設置していない町村）を所管するほか、当初より、広域的な地方公共団体（以下、広域自治体）として、「必要な事業が適切かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う」（旧第三条第二項第一号）という役割が規定されていた。

本制度における都道府県の役割は、今次法改正により、第一〇条（都道府県の市等の職員に対する研修等事業）が新設され、広域自治体として果たす役割がさらに具体化・強化された。具体的には、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど、市等を支援する事業の実施を都道府県の努力義務とされており、国はその事業に要する費用を補助（補助率二分の一）するとしている。

キ 福祉事務所未設置町村による相談の実施

生活困窮者自立支援制度の実施機関は福祉事務所設置自治体であり、その設置が「社会福祉法」によって義務化されている都道府県、市、特別区と、任意設置をしている町村が対象になる。逆に、町村は基本的に実施機関からは外れており、当該町村の住民を対象とした本制度の実施は都道府県が担うこととされている。

この点に関して、今次法改正でも実施機関の定

義については変更はないが、新設された第一条により、実施機関となっていない町村（福祉事務所未設置町村）であっても、自発的に独自の相談窓口を設置し、生活困窮者に対する一次的な相談、必要な情報提供・助言、都道府県との連絡調整、本制度関係事業の利用勧奨、その他必要な援助を実施することができるとされた。町村がこうした取り組みを実施する場合、関係費用への国庫補助（補助率四分の三）も予定されている。

なお、厚生労働省によると、この取り組みはあくまでも町村の自発性を尊重するものであり、都道府県から町村への権限移譲を想定したものでない^④とされている。

(2) 子どもの学習支援事業と一時生活支援事業の強化

法定の四任意事業のうちの残りの二事業、すなわち、「子どもの学習支援事業」と「一時生活支援事業」についても、今次法改正で以下の改定が行われた。こちらの施行日は二〇一九年四月一日とされている。

ア 子ども支援の強化

既存の「子どもの学習支援事業」は「子どもの学習・生活支援事業」に改称され、従来の学習支援に加え、より広範な支援を行うこととした。

本制度の施行に先立ち、「子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援

ことから、自治体には支援のノウハウや人材の蓄積が圧倒的に不足している。そのような状態の自治体に対して生活困窮者自立支援制度は就労支援の実施を求めているが、ここでいう就労支援は、経済的な困窮者を単に一般就労へ導けばよいというものではなく、先ほども述べたとおり、日常生活自立支援・社会生活自立支援・経済的自立支援の三本柱で実施される総合的な自立支援の一環としての就労支援であり、地域の公共的団体や民間事業者等との連携を前提としながら、支援対象者の内面に寄り添った支援が求められるものである。このような支援は自治体でなければやりきれないミッションであると考えられる。この十数年の間に行われた「職業安定法」（昭和二十二年一月三〇日法律第一四一号）の改正により、自治体による無料職業紹介事業の解禁（二〇〇三年六月）と規制緩和（二〇一六年五月）が進み、いわゆる「地方版ハローワーク」の開設も可能となつている。

各自治体において今後、使える制度を十全に活用し、支援方法の開発や人材育成が進展していくことが期待される。

第二は、住居確保給付金をより使いやすくすることである。先述のとおり、今次法改正では一時生活支援事業の拡充がある程度実現されたが、生活困窮者自立支援制度におけるもう一つの居住支援事業で、しかも必須事業である住居確保給付金事業についてはほぼ手つかずであった。この事業は、利用要件が多い上に厳しく、利用相談の件数に対して実際の利用者はかなり少ないとの声も聞

かれる⁷⁾。住居の確保はそれ自体、生活を安定させる大きな基盤の一つであるほか、一般就労をめざす上でも重要な意味を持つ。本制度の中では唯一の給付である住居確保給付金事業について、使いやすさを追求する方向での利用要件の見直し（緩和）は今後の検討課題の一つとして一考に値すると考える。

生活困窮者自立支援制度は、今次法改正のみならず、その制定においても、そもそも国内のいくつかの先進的な自治体や民間事業者の取り組みがモデルとなつて中味が固められてきたものである。今後のさらなる制度の改善や充実化も、自治体の支援の現場における問題の発見や解決方法の開発にかかってくることは間違いない。改正法は、附則において再度、施行から五年を目途とした見直しを示唆している。次のステップアップへの鍵も引き続き自治体が握っており、全国での取り組みの進展が期待される。

【注】

- (1) 『生活困窮者自立支援制度ニュースレター』第二六号（平成三〇年六月二十八日発行）を参照した。
- (2) 注1に同じ。
- (3) 筆者が本稿の脱稿時点（二〇一八年九月一四日）までに実施した生活困窮者自立支援制度に関するヒアリングの対象自治体・受託事業者は以下のとおり。

- ・ 社会福祉法人北海道社会福祉協議会（二〇一五年一月二十六日実施）
- ・ 北海道小樽市（二〇一五年十二月十八日実施）

- ・ 北海道旭川市（二〇一七年三月二三日実施）
- ・ 北海道釧路市（二〇一七年九月五日実施）
- ・ 神奈川県小田原市（二〇一七年一月一日～一七日実施）
- ・ 大阪府豊中市（二〇一八年二月二〇日～二一日実施）

本来は就労準備支援事業や家計相談支援事業として実施すべき取り組みを、いずれか一つでも自立相談支援事業の枠内で実施していると答えた自治体等は、程度の差こそあれ、右記のうちでは豊中市以外のものであった。

- (4) 注1に同じ。
- (5) 注1に同じ。
- (6) 住居確保給付金の利用要件について、ここでは一例として旭川市が同市ウェブサイト上に掲載している関係情報の一部を引用し、紹介する。

△支給対象▽

- ① 市内で賃貸住宅等に居住している方、もしくは市内で新規に住宅を賃借する方
- ② 申請日において、六五歳未満かつ、離職等の日から二年以内の方
- ③ 離職前に主たる生計維持者であった方
- ④ 住居を喪失又は賃貸住宅等に居住し住居を喪失するおそれのある方
- ⑤ 就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークへの求職申込みを行う方
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯の方の収入の合計が、「基準額」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯の方の預貯金の合計が基準額（市町村民税均等割の非課税限度額

生活困窮者自立支援法

平成二五年一月三日法律第一〇五号
平成三〇年六月八日改正法公布

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。
2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

【平三〇法四四・追加】

(定義)

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第一六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのおっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

【平三〇法四四・旧第二条線下・一部改正】

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二六年法律第四五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者

就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

【平三〇法四四・旧第三条繰下・一部改正】

第二章 都道府県等による支援の実施

（生活困窮者自立相談支援事業）

第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の

事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【平三〇法四四・旧第四条繰下】

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

【平三〇法四四・旧第五条繰下・一部改正】

（生活困窮者就労準備支援事業等）

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うよう努めるものとする。

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 1 生活困窮者一時生活支援事業
- 2 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
- 3 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一二九号）第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の一一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二〇七号）第五条第一項第一号（同法第六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

【平三〇法四四・旧第六条繰下・一部改正】

（利用勧奨等）

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

【平三〇法四四・追加】

（支援会議）

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

【平三〇法四四・追加】

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第一〇条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

【平三〇法四四・追加】

(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第一一条 福祉事務所を設置していない町村(次項、第一四条及び第一五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。)は、生活困窮者に対する自立の

支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

【平三〇法四四・追加】

(市等の支弁)

第二一条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用

【平三〇法四四・旧第七条繰下・一部改正】

(都道府県の支弁)

第二三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用

五 第一〇条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

【平三〇法四四・旧第八条繰下・一部改正】

(福祉事務所未設置町村の支弁)

第一四条 第一一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

【平三〇法四四・追加】

(国の負担及び補助)

第一五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

一 第一二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第一四四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。)の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

二 第一二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

三 第一三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四 第一三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めると

ころにより、次に掲げるものを補助することができる。

- 1 第一条及び第三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第一条第三号及び第三条第三号に掲げる費用の三分の二以内

- 2 第一条及び第三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第二条第四号並びに第三条第四号及び第五号に掲げる費用の二分の一以内

3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。

4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第一条第三号及び第五号」とあるのは「及び第一条第三号第四号（いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第一条第五号」とする。
【平三〇法四四・旧第九条繰下・一部改正】

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところに

より、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（次項及び第二条第二項において認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。
【平三〇法四四・旧第一〇条繰下・一部改正】

第四章 雑則

（雇用の機会の確保）

第十七条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の

確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第一四一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。
【平二八法四七・一部改正、平三〇法四四・旧第一一条繰下】

（不正利得の徴収）

第一八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第二三一条の第三第三項に規定する法律で定める歳入とする。
【平三〇法四四・旧第一二条繰下】

（受給権の保護）

第一九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
【平三〇法四四・旧第一三条繰下】

（公課の禁止）

第二〇条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。
【平三〇法四四・旧第十四条繰下】

(報告等)

第二一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【平三〇法四四・旧第一五条線下】

(資料の提供等)

第二二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは

当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

【平三〇法四四・旧第一六条線下】

(情報提供等)

第二三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

【平三〇法四四・追加】

(町村の一部事務組合等)

第二四条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

【平三〇法四四・旧第一七条線下】

(大都市等の特例)

第二五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二二二条の一九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二二二条の二二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

【平三〇法四四・旧第一八条線下】

(実施規定)

第二六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に於いて必要な細則は、厚生労働省令で定める。

【平三〇法四四・旧第一九条線下】

第五章 罰則

第二七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四〇年法律第四五号）に正条があるときは、刑法による。

【平三〇法四四・旧第二〇条線下】

第二八条 第五条第三項（第七条第三項及び第一一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する。

【平三〇法四四・旧第二一条線下・一部改正】

第二九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三〇万円以下の罰金に処する。

- 一 第二一条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第二一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【平三〇法四四・旧第二二条線下・一部改正】

第三〇条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十七条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

〔平三〇法四四・旧第二十三条繰下・一部改正〕

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第六条、第八条及び第一四条の規定並びに附則第三条、第一三条、第二四条から第二六条まで、第二九条から第三一条まで、第三三条、第三五条及び第四八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附則（平成三〇年六月八日法律第四四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三〇年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二七条の二の改正規定、同法第九章中第五五条の六を第五五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五五条の四第二項及び第三項並びに第五五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五五条の六とし、第五五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五七条から第五九条まで、第六四條、第六五條第一項、第六六條第一項、第七〇條第五号及び第六号、第七一條第五号及び第六号、第七三條第三号及び第四号、第七五條第一項第二号、第七六條の三並びに第七八條第三項の改正規定、同法第七八條の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五五條の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八五條第二項、第八五條の二及び第八六條第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第一四四号）の項第一号の改正規定、附則第一七条中住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）別表第二の五の一一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の一一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五五條の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限

る。）並びに附則第二三条及び第二四條の規定公布の日

二 第二条の規定 平成三二年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。